

上院外交委員会、知的財産関連三条約について公聴会開催

2007年7月17日

JETRO NY 澤井

上院外交委員会(委員長代理 Robert Menendez 議員(民、ニュージャージー)は本日午後、二重課税防止条約等と共に知的財産関連三条約(特許法条約¹、ヘーグ協定ジュネーブ条約²、商標法シンガポール条約)の批准手続に向け公聴会³を開催した。知的財産関連条約に関する証人は、米国特許商標庁(USPTO)Lois Boland 国際関係部長のみの出席となった。議員サイドも、終始参加したのは Robert Menendez 議員のみであった。特に知的財産関連三条約に関する概要は、以下の通り。

1. Boland 氏による意見陳述

Boland 氏は、各条約を批准した場合の利点を説明。ヘーグ協定ジュネーブ条約に関しては、意匠登録に係る各国共通な手続を一元化することにより、手続き上の瑕疵を減らし、登録にかかる時間を短縮するなど、手続きの簡素化に資すると説明。同条約批准のためには公開日等に関し、米国法の一部を改正する必要があると説明した。

特許法条約に関しては、各国における特許出願手続を合理化してコストを下げると紹介。具体的な規定として、出願日に関する規定や代理人の義務規定の緩和などが含まれていると説明。同条約批准のためには、出願日や優先権など米国特許法の一部を改正する必要があると説明した。

シンガポール条約については、商標登録の電子化手続きの許容、手続期間を徒過した場合の救済措置、商標ライセンスに関する要件が緩和されたことを紹介。特に、商標ライセンスに関する要件の緩和は、これまで多くの国が商標ライセンスの契約書や記録の提出を義務付けていたことなどから、諸外国で事業を行う米国企業にとって大きな利益をもたらすと紹介。同条約批准のためには、特段の米国法の改正は不要と説明した。

2. Boland 氏に対する質疑応答

(1) 他国動向

Menendez 議員より、知財に係る権利取得と保護に関し重要な国、及び、それらの国における三条約の批准状況が問われたのに対し、Boland 氏は、米出願人にとって、重要な国(地域)は欧州、日本、ロシア、中国、韓国と回答。ヘーグ協定に関しては、22 カ国が批准済み。その中で重要な国はフランス・スペイン・スイスであり、日本とカナダは、米国が批准すれば追従すると非公式に述べていると説明。特許法条約は、現在 14 カ国が批准済

¹ [2006年9月8日付け知財ニュース「米国が特許法条約\(PLT\)批准手続を開始」](#)を参照

² [2006年11月15日付け知財ニュース「米国がヘーグ協定ジュネーブ条約批准手続を開始」](#)を参照

³ <http://foreign.senate.gov/hearings/2007/hrg070717p.html>

み。比較的小国が多い中、重要なのは英国とデンマークであり、他の重要な国々が米国の批准を待っており、米国が批准した後に追従すると非公式に述べていると回答。シンガポール条約は昨年3月に採択されたばかりであり、外交会議開催国のシンガポールのみが批准。1994年の商標法条約に比べて利点が多く、米国が批准すれば多数の国が追従する見通しと回答。

(2) 国際的保護の円滑化

Menendez 議員より、知的財産の国際的保護に向けた障害を取り除くための取り組みについて問われたのに対し、Boland 氏は、国内では、USPTO と他の省庁が連携して、中小企業や個人発明家を対象とした啓発活動を実施、これは知的財産を如何に事業に統合していくかを奨励するものと紹介。他方、海外における取り組みは不十分であり、アジア地域での課題が多いため、日本とは緊密に協力していると回答。また、WIPO において、知的財産制度を尊重する米国に対し挑発的な動きも見られるが、こうしたアンチパテントの動きに屈しないように積極的に取り組む必要があると言明した。

(3) 電子出願

Menendez 議員より、米国における電子出願の現状と電子手続きの義務化の是非について問われたのに対し、Boland 氏は、USPTO では電子出願を推奨しており、商標出願の 96%、特許出願の 48%が電子出願と回答。シンガポール条約において許容される電子出願の義務化については、中小企業や個人発明家の環境が整っていないことから、現時点では採用できず、5~10年後の課題と回答した。

なお、Menendez 議員によれば、米国法改正も必要なことから、批准決定前に、司法委員会での議論も必要であるとの説明があった。

(了)